

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年8月12日

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 後藤 清喜

(別紙)

1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 後藤 清喜

2 監査の概要

(1) 監査執行期日

令和2年7月14日(火)

(2) 監査の対象とした事項

所管課における補助金等交付事務、公の施設の指定管理に関する事務及び財政援助団体における補助金等に係る出納関係事務、公の施設の指定管理者における出納関係事務等(主として令和元年度に執行された事務)

ア 財政援助団体

① 一般社団法人 サスティナビリティセンター

(南三陸町森里海地域資源活用事業補助金)

② 南三陸商工会

(南三陸町商工物産振興対策事業費補助金)

③ 南三陸町福興市実行委員会

(南三陸町観光振興対策事業費補助金)

④ 南三陸町体育協会

(南三陸町生涯学習振興事業補助金)

イ 公の施設の指定管理者

株式会社 清建

(南さんりく斎苑)

(3) 監査の執行方法

関係書類に基づいて、一連の事務手続について調査を実施するとともに、関係職員から事務処理状況等について聴取を行った。

(4) 監査の着眼点

ア 補助金等交付所管課

① 事務処理は法令等に適合しているか

- ② 補助金交付要綱は整備されているか
- ③ 補助金額の算定、交付決定、交付時期、手続等は適正か
- ④ 補助金等交付の目的及び対象事業の内容は明確か

イ 財政援助団体

- ① 補助金等の請求、受領は適正にされているか
- ② 補助金等に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か
- ③ 事業は計画及び交付条件に従って実施されているか

ウ 公の施設の指定管理所管課

- ① 管理者の指定は、適正、公正に行われているか
- ② 管理に関する経費の算定、手続等は適正か
- ③ 管理者に適時に報告を求め、又は指示しているか

エ 公の施設の指定管理者

- ① 施設は、適切に管理されているか
- ② 協定等に基づく業務の履行は適正か
- ③ 管理業務に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か

3 監査の結果

補助金等交付所管課における事務手続及び財政援助団体における補助金に係る出納その他の事務については、補助金等交付規則や補助金交付要綱等に基づいて、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、所管課における補助対象経費の取扱いに不適切な事務処理があったので、関係職員に対し、注意を促した。

また、公の施設の指定管理に関する事務については、条例、協定書等の規定に則して処理されており、おおむね適正に管理運営されているものと認められた。

4 結び

今回の財政援助団体等の監査は、補助金等交付事務の執行状況及び公の施設の指定管理に関する事務の執行状況の確認等を主眼として実施したものである。

監査の結果は、前述のとおり、一部において指摘事項もあったが、おお

むね適正であると認められた。

今後も、関係法規等に基づき、より一層適正な事務の執行に努められることを望み、結びとする。